

平成24年第1回多賀城市議会臨時会会議録（第1号）

平成24年3月29日（木曜日）

◎出席議員（17名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（1名）

14番 雨森 修一 議員

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
商工観光課長 菊田 忠雄
会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 吉田 真美
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

きょうの臨時会は議案が大分ボリュームがございますので、端的に質問していただきたいと思えます。

これより平成 24 年第 1 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

この際、御報告申し上げます。本日、14 番雨森修一議員から本日の本会議に出席できない旨、会議規則第 2 条の規定により届け出がありました。

これをもって報告を終わります。

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（板橋恵一）

日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

（局長 報告朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 1 号 専決処分の報告についてであります。これは平成 23 年 12 月 22 日に発生した公用車の衝突事故について、事故の相手方と和解し並びに損害賠償の額を決定するに当たり地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同上第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細については副教育長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは報告第 1 号につきまして、資料 2 の 1 ページにより御説明いたしたいと思えます。

資料 2 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

報告第 1 号関係資料、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。1、事故発生の日時でございますが、平成 23 年 12 月 22 日木曜日ですけれども、午後 3 時 55 分ごろでございます。

次に 2 の事故の状況でございますが、公務で公用車を運転していた市の職員が、大代地区の各区長宅を公務で訪問中に県道塩釜・七ヶ浜・多賀城線を横断するために一たん停止後、左右確認をしながら徐行し大代 5 丁目 2 番 34 号先の交差点に北側から進入したところ、当該県道を七ヶ浜方面から直進してきた相手方の所有する車両と衝突したものでございます。この事故により、市は相手方に対し車両の運転席側フロントバンパー等に損傷の損害を与えてしまったものでございます。なお、公用車には運転者のほか同乗者 1 名がおりましたが、どちらもけがはございませんでした。また、相手方もけがはございませんでした。

3 の事故の原因でございますが、本件事故は市職員が交差点に進入する際に十分な安全確

認を怠ったことに起因して発生したものでございます。なお、過失割合につきましては市が90%、相手方が10%でございます。

次に4の損害賠償の額でございますが、16万1,697円で、これは車両の修理費でございます。双方の車両の修繕費につきまして、こちらには記載ございませんけれども市側が2万6,565円、相手方が18万2,616円でございます。過失割合が市が90%、相手が10%ということで率を掛けた後で相殺した金額でございます。この損害賠償の金額につきましては、全額市の保険のほうから補てんされることになってございます。

次に5の和解についてでございますけれども、相手方と本件事項について損害賠償のほか何ら債権、債務がないことを相互に確認し、平成24年3月15日に示談が成立してございます。

この案件につきましては、常日ごろ安全運転の遵守、また事故の防止について強く指導しているところでございますが、市職員が公用車の運転中の安全確認を怠ったことを起因としておりますので、この場をおかりして深くおわび申し上げるところでございます。また、今回の事故を受けまして職員に対しましては、今後はさらに事故の防止、交通安全、安全運転の遵守について注意を喚起したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

日程第5 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（和解について）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第4、報告第2号 専決処分の報告について及び日程第5、議案第34号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

職員に報告及び議案を朗読させます。

（局長 報告及び議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第2号 専決処分の報告についてであります。これは平成23年10月31日に発

生じた公用車の衝突事故について、車両の所有者と和解し並びに損害賠償の額を決定するに当たり地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

また、議案第 34 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは報告第 2 号における事故について、車両の運転者と和解するに当たり地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同上第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細については副教育長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは報告第 2 号、それから議案第 34 号について御説明申し上げます。

この 2 件の案件でございますが、2 月に市議会の本会議で御説明を申し上げました公用車の交通事故と同じ事故に係るものでございます。その際に 10 月 31 日、浮島保育所南東の交差点付近で発生した事故について、公用車のリース先の会社との和解及び損害賠償の額の決定について御説明したところでございますが、その後衝突した相手方との示談の交渉について進めてまいりましたが、このたび示談が成立しましたので御報告するものでございます。

資料の説明に入ります前に一つの事故で和解が 3 件という事情について、初めに御説明申し上げたいと思います。まず 2 月の市議会で御説明申し上げました事項については、事故の和解と損害賠償につきましては、車のリース会社との和解と損害賠償の議案でございました。今回が同じ事故での二つ目と三つ目の和解と損害賠償ということになりますけれども、初めに資料 1 の 4 ページをごらんいただきたいと思います。

4 ページの中段から下に和解の相手方がございますけれども、こちらが市の公用車に衝突した車両の所有者でございます。

次に同じ資料の 6 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは和解についてということで、和解の相手方が記載してございますけれども、こちらが市の公用車に衝突した車両を運転していた方でございます。車の所有者と車の運転者との関係について御説明申し上げますと、車両の運転者が自己所有の車両をホンダカーズ宮城北に車検に出していた際に東日本大震災で滅失したため、当該会社のほうから車両の提供を受けていたというものでございます。なお、その車の任意保険につきましては車両の運転者が加入していたというものでございます。

それでは、和解及び損害賠償の額の内容について御説明申し上げます。資料 2 の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

資料 2 の 2 ページでございますが、事故発生の日時は平成 23 年 10 月 31 日午後 1 時 30 分ごろでございます。

事故の状況及び原因ですが、公務で公用車を運転していた市職員が、帰庁するために市道浮島街路 38 号線を浮島から市役所方向に向かっていたところ、浮島保育所南東の交差点付近で左側から交差点に進入してきた普通乗用車に、助手席側の側面後部に衝突されたものでございます。その際、相手方のフロントバンパー等に損傷の損害を与えたものでございます。

3 の損害賠償の額でございますが、6 万 9,150 円で、これは相手方の車両の修理費でございます。なお、この事故の過失割合につきましては相手方が 80%、市が 20%でございます。

次に 4 の和解についてでございますが、相手方と本件事項について損害賠償のほか何ら債権、債務がないことを確認し、平成 24 年 3 月 16 日に示談が成立してございます。

次に議案第 34 号関係でございますが、次のページをお願いいたします。

和解についてということで、こちらは車両の運転者との和解の内容でございます。1 の事故発生の日時、それから 2 の事故の状況及び原因については、ただいま前のページで御説明した内容と同様でございますが、相手方は市に対し公用車を滅失する損害を与えたものでございます。

3 の市に対する相手方の損害賠償額ですが、56 万 4,600 円で、車両滅失に係る損害金でございます。

それから 4 の和解につきましては、相手方と本件事項について今回の損害賠償額のほか何ら債権、債務がないことを相互に確認し、平成 24 年 3 月 16 日に示談が成立してございます。なお、公用車のリース会社に損害賠償金を支払っておりますけれども、それにつきましては今回の損害賠償額、それから市の車両保険などで全額補てんされるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

まず、以上で報告第 2 号を終わります。

次に議案第 34 号の採決に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 34 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 35 号 多賀城市職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 35 号 多賀城市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 35 号 多賀城市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方自治法第 252 条の 17 第 1 項の規定に基づく派遣職員の受け入れに伴い当該職員を定数に含める必要があることから、条例に規定する職員の定数を改正するものであります。

なお、詳細については市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案第 35 号の多賀城市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。

資料 2 の 4 ページをごらんいただきたいと存じます。

この 4 ページの上の表でございますが、これは平成 16 年度から平成 23 年度までの各年度 4 月 1 日現在の職員定数と現員、要するに実人数の推移に関する表でございます。本市の職員の定数につきましては、平成 16 年 2 月に全体の定数を 502 人とした本条例の改正以来、平成 18 年度の下水道事業公営企業化による部局間の増減以外は定数の変更を行っておりません。一方、現職員数につきましては平成 16 年に適正定員管理指針を定め、技能労務職の退職不補充や業務のアウトソーシングなどを推進してまいりました結果、平成 23 年 4 月 1 日現在で 447、一番上の表の右下になります。計画した目標値でございました 450 人を達成しております。

下の表の D の欄をちょっとごらんいただきたいんですが、平成 24 年 4 月 1 日の職員数は

Dの一番下になりますが、442人を予定しております。また、昨年の東日本大震災によりまして復旧・復興事業に対応するため、平成24年度には地方自治法派遣職員を34人要請しており、現在のところ4月に29人、7月に3人で計32人の派遣職員が内定している状況となっております。この地方自治法派遣職員につきましては定数に含める必要がありますことから、平成24年度に要請しております派遣職員を定数に含めた場合、資料の下の一番右側のところの欄がFになっておりますが、市長部局の職員数が384人となります。現在の市長部局の職員定数は、今度はAの欄になりますが370人でございますので、これを超えることとなります。

一方、教育委員会の事務局及びその他の教育機関の職員の定数におきましては、学校用務員業務のアウトソーシング、文化センターの管理運営の指定管理制度等の導入によりまして、定数90に対しまして職員数が現在、Dの欄になりますが55人と乖離が生じております。今回の条例改正では、教育委員会部局でアウトソーシングにより定員が削減された30人を減員し、その分を地方自治法派遣職員の受け入れによりまして増員になります市長部局へ30人増員いたしまして、定数全体では502人を維持するものでございます。

なお、新たな定数と実人員の差は市長部局で16人、教育委員会部局で5人でございますが、今後の事業進捗や事業手法の変更等により自治法派遣職員の増員も今後考えられますことから、502人の全体の条例定数の部分を変えないで部局間での異動だけにとどめたいというふうな考え方で思っております。

次に5ページをお開きください。

今回の条例定数の改正でございますが、第2条第1号の市長部局の事務局の職員につきましては、今説明申し上げましたとおり復旧・復興事業に対応するための自治法派遣職員を受け入れるために30人増員するものでございまして、370人から400人に改めます。

続きまして第6号、教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員につきましては、90人から60人に改めるものでございます。

次に資料1の8ページをお開きいただきたいと思います。

施行日につきましては、平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番昌浦泰巳議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

教育委員会なんですけれども、平成24年度、この震災による影響で緊急発掘とかというのが、ありはしないかというのが心配なんです。その場合、極端なことを言えば、そのために自治法派遣の職員の手当なんていうことも想定されるんですけれども、その心配はないんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

発掘関係については、確かに事業量の増加等が考えられるということは、今議員お話しのとおりかと思えます。

発掘関係の自治法派遣の関係でございますけれども、現在市長部局の場合は市のほうで直接、派遣の職員を受け入れるという形になってございますけれども、発掘関係につきましては宮城県のほうで自治法派遣の職員を受け入れて、その職員を必要な状況に応じて各市町村に派遣するという形になってございますので、定数のほうには今の制度上は直接は影響してこないのかなというふうに考えてございます。

○議長(板橋恵一)

16 番昌浦泰已議員。

○16 番(昌浦泰已議員)

宮城県の他の自治体のほうは、高台に移転する計画を立ててもそこが、移転先のほうが高台で遺跡がたくさんあって、発掘調査をしてみないとちょっと動けないなんていう状況があったので危惧したわけでございます。

次にこの、いい資料をいただいたので、市長部局以外の行政委員会といたらいいのかな、これでいうと議会事務局、それから監査委員事務局、農業委員会事務局がみんな定数とは違って数字が低いですよ。その中でも特に市議会事務局は、定数 6 とあるならやっぱり 6 にしていただきたい。あるいは 6 よりもふやして 7 というふうな、いわばこの行政委員会に対してあまりにも減員数が多過ぎるような気がするんですよ。その辺は当局は、どうお考えになってこういう数字を出しているんでしょうか。

○議長(板橋恵一)

市長公室長。

○市長公室長(菅野昌彦)

行政委員会の職員数につきましては、毎年類団関係の比較等いたしまして、5 万ないし 6 万の市の行政委員会の定数がどのような定数で運営されているのか、そういったものを確認しながら、またそれぞれの各行政委員会のほうとも話し合いをしながら現在の職員数に落ちついていると、そういうふうな状況でございます。

○議長(板橋恵一)

16 番昌浦泰已議員。

○16 番(昌浦泰已議員)

議会のほうは、議員の定数を減らしたりして議会なりに改革に取り組んでおるんですけれども、そうであっても、やはり議会事務局の職員というのは、あっぴあっぴな状態でやっているのではないかなというのが見受けられるんですよ。まして、いろいろと議員から、この調査をしてくれないかとか、こういうことを教えてくれないか、あとはこういう用事とかと頼まれることも多い。そういう中でやっていらっしゃるところがあって、市長部局の人数が

らすると議会事務局の職員数があまりにも少な過ぎるような気がするんですよ。6 人だったのが、今ずっと 5 人になっていると。類団どうのこうのと言っているけれども、やっぱり本市の実情というのも……。この際だから言っておきますけれども、議会事務局は私は職員足りないと思っています。類団がどうのこうのよりも、実質そういうところあたりを目標にさせていただいて、市議会の事務局スタッフを増員してさせていただいて、そして我々議会議員の活動に資するような方策というものを考えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

平成 24 年 4 月の、今回人事異動の内示がございましたが、今回我々が特に意を配しているところは復旧・復興関係の関連部局に職員をできるだけシフトするということで、大分行政内部の例えば総務部門であるとか、そういったところは今回軒並み減数になっております。そういった形で、当面復旧・復興関連の部局のところにそれなりの職員を人員を割きたいと考えております。ただ、今御質問、御提言があった内容につきましては今後も議会事務局のほうと話し合いをしながら、あるべき定数が、どの部分が適正なのかということは今後もまた話し合いを続けてまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰巳議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

ぜひとも、その話し合いは継続して議会としていい方向のほうに持って行っていただきたいと思います。なぜならば、市長部局だけが復旧・復興をやっているわけではない。市議会は、市議会なりにいろいろなことを模索していく場でもあると私は思っておるんです。そのときにスタッフが少ないというのは今いる現有スタッフに対して、すごい任務過重を与えることになるので、その辺あたりは確かに今人手が足りない時期かもしれませんが、その辺はよく意を体して行っていただきたいと思います。これは要望にとどめておきます。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

私は教育委員会の減数といいますか人数が減ったことに大変危惧をしているんですが、先ほどの御説明によりますと技能主事とか委託になったということなんですが、それは前年度からだと思うんですが、23 年度は 60 人の現員でやっていらっしゃいますが、それがことし 24 年度は本年度は 55 人になるという、この 5 人の削減は大変大きいと思うんですが、今の 60 人に比べてマイナス 5 というのは、どこの部署がどのように変わるのか詳細に教えていただきたいんですが。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

教育委員会の職員数でございますが、これは定数の現員の推移というところで、教育委員会事務局及び教育機関というところで現員が平成 16 年が 89 で、その後学校用務員のアウトソーシングと、それから市民会館の指定管理者制度の導入等々によりまして、現職員数がごらんのとおり平成 23 年度では 60、それで平成 24 年度では 55 というふうになっておりますが、23 と 24 年度の違いというのは復旧・復興絡みで教育委員会の事務局のほうから復旧・復興現場のほうに応援を少しいただいているという状況でございます、そういう形で今回、今現在 24 年の 4 月 1 日の予定数は 55 になっているということでございます。

○議長（板橋恵一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

私は聞いてもよくわからないのですが、復興現場に教育委員会の事務局の人が行くということなんですか。そうだといたしましても、どこの部署が行くのかで……。すみません、現場にいた感覚から言いますと、教育委員会の人数が減れば減るほど学校現場には教育委員会でやっていただきたいと思う仕事が、現場にはどうしても来てしまうわけですよ。そういうことは、お互いさまといえればお互いさまなんですけれども、こういう大変なときだから学校現場も耐えろということなのかもしれませんが、私はそういうことはやはりどうなのかなという懸念がございます。

学校教育課の人数が減るのでなければいいということではないんですけれども、スタッフを減らすことは意味があるのかもしれませんが、先ほどの交通災害ではないですけども減らせば減らすほど、そのスタッフには重い荷がかかってくるわけで、そういうことがひいては事故や何かにつながるということは、よくあることだと思うんですよ。過剰な任務になってしまうということは、1 人の人に過剰な任務がいつてしまうということはないのかどうか、その辺が大変危惧されるんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

学校現場のほうの減員は、しておりません。あくまでも社会教育関係、生涯学習関係のほうで若干、今回復旧・復興のほうにお手伝いをいただいていると。人間的な部分ですね。その内容につきましては、行政経営担当のほうから具体的な内容について説明をさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長補佐行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（木村 修）

今、市長公室長のほうから社会教育関係で減員になっているということで御説明ございましたけれども、直接の減員というよりも今まで逆に加配というか、ある部分で業務が多くな

っている部分に対して人をプラスしてつけていた分というのが生涯学習課と、あと中央公民館のほうにございました。そういった部分で今回震災ということで、プラスしていた分については現状のまま、お願いしたいということでの減になっている部分が2名ほどございます。あと定年退職などによって非常勤等に切りかえた部分、そういった部分で図書館とかでも減員になっているというような中身になっております。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

私は、先ほども言いましたけれども……。中身はわかりました。この条例で60と定めていながら55になっている現状もわかりましたけれども、やはりこれからのことを考えますと、こんなに減らしてきた大きな原因は用務員等指定管理になったということだということとはわかりましたが、先ほども言いましたようにこれ以上減らすことがないように、任務の過剰なことにならないようにぜひ配慮していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

今、戸津川議員の議論の中からもありましたけれども、結局人を引き抜かれるところは、2人であれ3人であれ業務が多くて加配をされていたところからまたもとに戻すということは、残った人の仕事が過重になるということにつながっていくと思うんです。ましてや、ここを見ると30人を減らしてしまうということでは、本当にその弊害が及ぼす影響は随分大きいなというふうに思います。それがまた業務の多さになって、その人の過重負担になって、何回も繰り返しますけれども事故がこのごろ多いような気がしますし、そういう点ではやっぱり余り適切な措置ではないのではないかなというふうに……。役所の中で人をやりくりするということが、今本当に減らしに減らしている中でですよ、重要な部分に、今一番やらなければならないところに人をやりくりしてやるということが、果たして本当にいいのかどうかということは改めて考えていかなければならないというふうに思います。

自治法派遣のほうから来ることを含めて定数を見直していくということなんですけれども、370人から30人をふやして400人にしていくわけですが、まだふやすことも考えると。あるいは退職した職員も引き続いて手伝っていただくとか、この方たちは臨時という扱いになるのかもしれないけれども、そういう中で本当に400人の定数でいいのかということとは改めてお伺いしたいんですけれども、これで間に合うんですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

現場のほうといろいろ打ち合わせをした結果、現時点ではこの数で十二分に間に合うというような内容で提案をさせていただいております。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

そうすると今状況は退職する、あるいはした、今からする職員たちがどのぐらい残っていた
だいて、どういう部分に配置をされるのか教えてください。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

ちょっと資料を開きますので、お待ちいただきたいと思います。

お待たせいたしました、すみません。現在配置を考えております職員の OB の方々の配置
先でございますけれども、非常勤の専門員としまして市立図書館と文化財課、それから収納
課、それから復興建設課、それから下水道課、こちらで 5 名ということです。それから通
常の非常勤職員、こちらも 5 名を予定しております介護福祉課、それから上水道部に 2
名、下水道課に 1 名、市長公室に 1 名、合計 5 名でございます。それから臨時職員としま
して保育所に 1 名、合わせて 11 名を予定しております。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

合わせて 11 名だということです。何だか、ちまちまとして……。それぞれ 1 人か 2 人で
足りるところもあるかもしれません。仕事の中身は私よくわかりませんが。しかしで
すよ、下水道とか復興……。何ですか下水道の、図書と文化財課と収納課と、もう一つ何で
したっけ。下水道と収納と、もう一つ復興……。復興建設。そこのところあたりで 1 人ず
つという……。そしてこれにプラス自治法派遣の人たちがプラスになってくるわけですよ
ね。そういう中で、何回も質問でもお尋ねしていますが、職員をもっと豊かに配置し
て仕事がいいスタートダッシュ……。もうあと 2 日もすれば 4 月になりますけれども、一
斉にスタートダッシュよく仕事にかかれるという状況に本当になれるのかなと。健康で働
ける状況が、復興に邁進していただける状況がつかれるのかなというふうな思いでおりま
す。

2 月末に、臨時任期付職員を雇う部分にでも特別交付金を使っていいという国の通達も出
ているようですし、もっと豊かな人材を登用しながら、あるいは働いていただきながら復
興・復旧にスピードアップをもって、良質な復旧・復興をしていくべきだというふうに改め
て思うんですよ。職員の皆さんが健康に働けるということ自体、危惧しなければならないと
いうことでは、この 400 人の定数というのは少な過ぎると私は思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

教育委員会の定数の問題が話題になっていますが、はっきり言って回答になっていないんですよね。なぜ90人から60人の定員でいいのかと。少なくともこの間、スポーツクラブの設立によって体育館の正職員の配置がえ、文化センター、そして学校用務員の問題。であれば、この施設だけではじき出せば少なくとも20人なり二十五、六人の職員が既に生まれおったということになるのではないですか。たまたま条例を改正しなかった、去年は特に震災の関係で、その手間がなかったと。今回改めていろいろなことをやったそれらを精査したら、90人の定員であったけれども、そういうような施策によって、このぐらいの人員になったんだと。だから今回60名にするんだという理由であれば理解しますけれども、そういう理由を一つも言っていない。私は、そこが一番肝心なのではないかと思っているんですけれども、それはいかがですか。そういう理由ではないですか。その辺をきちっと答えてやらないと。何のためにアウトソーシングをやってきたのか、何のために指定管理者やってきたのか、何のために用務員の委託業務をやってきたのか。成果としてあらわれたものを説明としてしなければいけないのではないかと私は思うんです。そういうところを全然やっていないのではないかというふうな気がするんですけれども、いかがですか。私の思っていることが正しいのであれば正しいようにしていただきたいし、正しくないのであれば、この辺が間違っているということをお明らかにしてください。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今、竹谷議員おっしゃるとおりの内容で、今回教育委員会のほうの定数を実数のほうに近づけるといような内容でございまして、まさしくそのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうであれば、そのように説明してくださいよ。回りくどく要らないんですよ。これこれ、こうやってきたと、だからこうなったんだと。そして、その余剰が出た分を今回、震災という復興事業というものがあるので、改めて市長部局をそれに増加をして、増員をして復興推進にいく体制を築き上げるための条例改正なんだということを何でズバッと言わないんですか。本質は、そうではないんですか。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そういうことをきちっと言ってください。ねらいはここだと、だからこうしたんだと。この成果はこう出てきたんだということをきちっと説明してくださいよ。現状はどうでも、今までの過去の 16 年度からデータを出しているんだから、この間の努力の結果はこうなんだということを私は自信を持って説明をすべきだと思うんですよ。それで問題があるなら質問の中で、その弊害が是正される意見が出てくると思うんですよ。そういうぐあいにしてくださいよ。それはお願いします。どうも、答弁が回りくどくていけない。

次に先ほど来から復興、復興と一生懸命……、確かに 34 名を自治法派遣をして強化をしよう。見事にそのことが実ろうとしている努力は、私は敬意を表したいと思います。ただ、それを総括する震災復興推進事務局が 3 名でいいのかという問題。私は別な資料を、組織改正の特別委員会に提案されたものの中で、どういうふうになっているかと分析させていただきました。復興推進局 3 名でいいのかと。少なくとも復興、復興と言うなら、ここにもっと手厚い体制をやっていくことが、こー、二年勝負ではないかと思うんですよ。私は、そう見ているんです。5 年も 6 年もかからない、この一、二年で計画をきちっとして、国の財政の問題も含めて復興交付金になるか事業の補助金になるかは別として、今多賀城が復興しなければいけない、各種事業に対して国と精力的に、また県と精力的に交渉していかなければいけない、そういう事情にあると思うんですよ。であるならば、私はこの復興事務局をもっともっと強化すべきだという意見を持っているんです。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

私のほうもそのような認識を持っておりまして、市長部局内の内部異動で、復興推進局のほうに増員をしたいというふうに今考えております。また、後ほどの議論に関連してまいりませけれども、新年度予算の中には復興推進局の事務をサポートする委託のほうをそれなりに考えておりまして、その辺で万全な体制で復旧・復興に向かって進んでまいりたいと考えております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

定数が 400 にしてもあと 16 名、定数からいって余裕があるという見方をしているのではないかと。私は、この際 400 名の定数を目いっぱい使っても、やはり復旧・復興のための体制の強化をしていくんだということが大事ではないかと思います。そのためのキーワードはどこなのか、どこの組織を強化しなければいけないのか、もっともっと明確にすべきだと。今、公室長が補正予算でどうのこうのと。だけれども、補正予算で例えばいろいろ委託もするでしょう。だけれども、委託をしても委託したものをチェック、点検するのは職員なんですよ。丸投げしてはいけないんですよ。ですから、そういう部署をどう補強していくのかということが私は大事ではないかと。

副市長、400人の定数を目いっぱい使って復興・復旧のための、例えば5年間なら5年間、全力で走っていくためには、それもやぶさかではないという思いがあるのかどうか、職員を統括する副市長としてどのような思いがあるか、お伺いします。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今の御質問の中で、どこに職員を重点配置するかということが一つございましたけれども、まず現場の下水道、それから道路公園等の復旧の建設をする復興建設課、そこに重点的に配置をいたしております。それ以外に職員の中の流動になりますけれども、これから予想されるのは建物の建築が出てまいりますから、固定資産税の評価の調査に行ったり、あるいは被災者の復興の生活支援の問題があったり、そういったことを全体的にバランスをとりながら、重点的なところに職員を配置してまいりたいというふうに思っております。それから定数の400でございますけれども、これからの状況を踏まえて今の実人数でいいのかどうか、これも今だけで人数いいとはなかなか言いかねるところもあると思いますけれども、さまざまな方策も検討しながら、ここに余裕としても16ございますけれども、それもフルに活用する中で、いろいろなことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

すみません、さっきちょっと聞き忘れて。自治法派遣でいらっしゃる職員の皆さんが、2カ月とか半年とか1年とか、いろいろあるらしいんですが、そのときにダブる……、引き継いで、4名帰ったら、その後また同じ自治体から4人来るといようなやり方なのか、10日ぐらい引き継ぎ期間をもって来ていただくというやり方なのか、その辺はもう決まっていますか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

確かに3カ月で交代する自治体もあれば、4カ月あるいは1年通しでおいでいただく自治体職員もいらっしゃいますけれども、年度途中での派遣の交代に関しましては、これもまた今から始まることではありますけれども、当然引き継ぎが出てまいりますので、その期間を例えば1週間が妥当なのか10日が妥当なのかということは内容によって違ってまいりますので、派遣をいただく交代の自治体のほうにもこれからお願いして、当然我々多賀城市の職員が本来すべて把握すべきことではありますけれども、特に技術部門の現場においては派遣をいただいた職員にそれぞれの工事箇所を受け持っていただくということもあろうかと思っておりますので、そういった詳細の引き継ぎについて業務内容にもよりますけれども、細々とした部分に関しては直接後任の方の職員に引き継ぐというのが一番スムーズに業務が今

後遂行していくやり方かと思いますので、交代自治体のほうにもお願いしまして、できるだけそういう時間をとっていただくように要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

3 カ月ぐらいで交代……、お願いしている先ではエースを出してくるという、そういう意味では早く帰ってきてほしいというような人たちを出してくるんでしょう。ですから半年、1 年ということは、なかなか難しいと。3 カ月ぐらいの単位でということになると、受け入れた多賀城では、そういう方たちにさまざまな情報を伝えるだけでも 1 カ月とそこいらかかるというようなことでは、受け入れる側の人たちもどういうふうに効率的に動いてもらおうかという点では大変頭を悩ませているし、マネジメントに心を砕くということも、うんとあるかと思うんです。そういうときに向こう様をお願いをします。私たちがやりやすいようにしていただくということをお願いをすることは、お願いしづらいでしょうけれども、お願いをしなければならない部分であると思います。それができなかつたら、通年で働く 5 年なり 6 年なりの任期付きの長期スパンで働ける職員を雇うしかないんですから。そういう意味では、そういうところを非常に努力をしていただかないと、迎えた側の人たちも当惑をするしということになるかというふうに思いますので現場の職員の、来ていただく人たちを使う立場の人たちの意見をよく聞いて、しっかりそういう方向性で頑張っていたきたいというふうに……。定数の問題とは別ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

教育委員会の定数は 60 で、平成 23 年度の数に維持するということなんですが、実際の数としてマイナス 5 人だということですね。戸津川議員の質問に依然として答えていないんですよ。この生涯学習の 5 人の減というのは、どこどこなのか再度、御回答お願いします。

○議長（板橋恵一）

行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（木村 修）

お答えいたします。生涯学習課で 1 名、あと中央公民館が 1 名、あと図書館で 2 名という……。ちょっと今、手元の数字とちょっと合わないんですけれども、申しわけございませんが。

○議長（板橋恵一）

ここで 15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 10 分。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 10 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（木村 修）

先ほど私、教育委員会の減員の数字につきまして4名ということで資料のほう、お答えさせていただきましたが、ちょっと私勘違いした資料を見てしまいましたので改めて訂正させていただきますと思います。

昨年4月から本年4月の間の増減につきましては、中央公民館……。去年、文化センターが指定管理者になったんですけれども、震災の関係で一時中央公民館に配置になった部分がございます、その部分で6名の減、あと大代地区公民館のアウトソーシングで1名の減、あと用務員の配置がえで2名減。逆に増員分としまして、給食センターの所長の兼務の解消、あと生涯学習系の加配の解消、あとは図書館のほうに1名プラス、あと埋文の所長の兼務の解消ということで、差し引きで5名の減という形になります。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

9人減って、4人ふえたのでマイナス5だということね。例えば、図書館プラス1だと言うんだけど、辞令見ると副館長が館長になるよね。副館長の補充は、ないのではないですか。それから去年退職された方、もうずっと何十年と司書で頑張ってきた方の後任も、いまだにないんだよね。だから、プラス1というのは本当ですかね。おかしいのではないかなと思うんだけど。

○議長（板橋恵一）

行政経営担当。

○市長公室長補佐（行政経営担当）（木村 修）

昨年4月1日と比較しますとプラス1になります。結局、昨年4月1日が震災の影響で人事異動が凍結になったということがございまして、その辺で変則的に6月の異動がございまして、その間3月末状態と4月1日の比較という形のような差し引きに今回なってしまうものですから、ちょっと複雑になっておる状況です。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

ちょっと私懸念しているのは、たまたまきのう調べ物があったんで図書館に行ったの。副館長が館長になると、副館長の補充はないと。それから、さっきも言ったように何十年とやってきた司書の方は引き続き定年後も頑張っていたいただいているんだけど、正職員としては補充がないわけ。だから、どうも図書館の体制を見ていると指定管理について白紙に戻して再検討するというふうな表明があったんだけど、実際上どうも人をどんどん減らして、結局そういう方向に持っていつているのではないかなという危惧が私はあるんですよ。例

例えば、副館長を置かないというのは全面開館できない間の暫定的な措置なんですか、それとも全面開館になってもずっと副館長については今後置かないという方針なんですか。その辺については、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

総務課長。

○総務課長（竹谷敏和）

お答え申し上げます。図書館の副館長、あるいは過去においては文化センターはもう既に指定管理に委託しておりますけれども、文化センターにも副館長がおりました。中央公民館にも副館長がおりました。副館長職は教育委員会の規則上、行政組織規則上……、例えば館長は必ず置かなければならない職になってございます。副館長につきましては必置の義務のないような規則になってございますので、その年度その年度において、さまざまな事情、人事的な事情に応じて副館長職につきましては業務量等も勘案した上で、当然関係部署との協議もした上で副館長職を置く場合もあれば置かない場合も生じてくるというふうなことになると思います。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

何で教育委員会からの答弁がないんですか。何か聞いていると、全く人事担当の言いなりではないの。図書館をどうしたいと思っているのかと。今ほら、図書館もひびが入ったので修理しなければならないよね。ことしの秋に 2 階も含めた全面開館になると。だから、その間は 2 階は閉鎖状態なので若干人が足りなくても、少なくともいいと、そういう意味だったらわかりますよ。だけど、なし崩し的にこうやって……。昔は移動図書館の運転手もいたしさ。ベテランの司書もいなくなって、副館長もいなくなってというのを黙って見ておくというのは教育委員会としては、おかしいのではないかと思うんですけれども。どうですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

黙って見ているということではないんですけれども、今回異動の関係で図書館につきましては復旧工事がこれからということもございまして、総務課のほうの先ほどの話もございましたけれども、当面副館長を置かない状況で運営していきたいというのが状況でございまして、決して置かなくてもいいということではございません。あと、先ほど指定管理の方向に持っていつているのではないかというお話ですけれども、そちらにつきましては今後、図書館の現在の計画の見直し等を含めた中で検討するというところでございますので、決してそういう方向に持っていつているというような状況ではないということでございます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

そうすると、副館長を当面は置かないというのはあれだけれども、例えば全面開館になった状態で、再度体制についてを考える余地はあるというふうに理解していいんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

副館長の関係につきましては、今後の復旧工事等の進行の状況等もございまして、人事の配置等の関係もございまして、総務課のほうとも協議をしながら考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

条例上は、現有体制を維持する条例になっているので反対はしないんですけれども、復興といたした場合に住民の生活の復興というか、暮らしの復興があるわね。それから施設の復興をしなければいけない。いろいろな設備、施設のね。それから経済の復興も、もちろんやらなければいけない。同時に精神的な復興というか、精神的な文化的な復興というか、そういうのが生きるエネルギーになっていくわけですよ。だから災害だ、災害だと言って設備関係の復興をやればそれでいいというものでは、私はないと思うんです。そういう意味で差し当たりは、例えば図書館でいうと 2 階を閉鎖状態なので差し当たりはしょうがないにしても、そういうふうな立場で文化的な面というか、精神的な復興といいたほうがいいか、そういう面もきちんと重視をして取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

4 ページの定数と現員の推移というのを見ますと、定数 500 には変わりませんけれども、16 年度は現員 496 人、23 年度で現員数が 447 人になっていると、こういう状況になっています。これは、市の職員の定員適正化計画に基づいて着実に計画を実施してきたと、行ってきたという成果がここにはあらわれているというふうに理解するわけですが、23 年度に地震が起きて大災害が多賀城市に起きたと。甚大な被害をもたらして、いよいよ復旧・復興だというときに、下の表の職員数が 442、自治法派遣が 34、現員数ですよ。まだ、その計画にこだわっているような気がしてならないんです。というのは先ほど来、竹谷委員からもお話があったように清水沢多賀城線の交付金事業、これも認められると。あれだけでも大変な業務量に私はなると思います。公営住宅ありますね、下水道もいろいろやらなければいけない、こういったことを一つ一つやっていくに関して自治法派遣にもう、すべて頼っていると。専門職かもしれないけれども、それはそれでいいんですけれどもね。OB の職員

もいると、OB というか退職者も雇用するというようなお話がありました。だけれども実質、職員数をふやそうという考え方はないみたいなんです、この中を見ると。市の自治法派遣以外の人の、市の正式職員を採用しようということにはなっていないという状況に何となく見えるんです。ですから私は、このように業務量が膨大で大変なときに、その計画の考え方をそのまま引きずって果たして本当に復旧・復興ができるのかと、スムーズにできるのかということ考えたときに、この 5 年間はその考え方を一時ストップをして、ある程度職員数も確保すると。そして、この大変な難局を乗り切るという考え方も、きちっと持っていないといけないのではないかなと思うんですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

我々も、定員適正化計画のありようについていろいろ内部のほうで検討した結果、今議員のほうからおっしゃられたように当面凍結する必要があるんだらうというふうな考え方を持っております。今回、去年に比べまして 447 から 442 といういうことで 5 人減ったような形に見えますが、平成 24 年の採用人数を固めた後に実は 3 人の職員の方が途中で退職されたという影響がありまして、当初我々は 445 名の職員数を想定しておったところでございます。したがって来年度、平成 25 年度につきましては今回途中で退職された職員の数も考えながら、今後職員の総数を検討してまいりたいと考えております。

○議長（板橋恵一）

以上ですか。ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し……。〔はい、議長〕の声あり）これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

本提案に賛成の立場から討論いたします。

現在の定数を減らすものの提案ではありませんので反対はいたしませんけれども、要はこれから復興に向かって本当に元気で頑張ってください職員の方々が、どのように働けるのかということにつながってくるというふうに思うんです。それが大事な条件だというふうに思います。そのことが絶対条件だと思うのでありまして、先ほど竹谷議員からも発言が

ありましたけれども、400名定数をきちんと守っていただいて、その中で職員の皆さんに働いていただく。そして必要な手は、足りないというようなときにも含めまして、必要な手はきちんと早く打っていただくということを申し添えまして賛成としたいと思います。

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号 多賀城市東日本大震災復興交付金事業基金条例について

○議長（板橋恵一）

日程第7、議案第36号 多賀城市東日本大震災復興交付金事業基金条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第36号 多賀城市東日本大震災復興交付金事業基金条例についてであります。これは東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、基金の設置について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細については市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

議案第36号の多賀城市東日本大震災復興交付金事業基金条例について、説明させていただきます。

東日本大震災からの復興に向けた取り組みを推進するため、先日国から承認されました復興交付金事業計画に沿って事業を進めてまいることとなりますが、その財源となる東日本大震災復興交付金の配分可能額が通知されたことによりまして、その交付金の受け皿といたしまして今回新たに基金を設置するものでございます。

恐れ入りますが、資料2の6ページをお開き願います。

今回設置いたします基金のイメージを図表化したものでございます。今回新たに基金を設

置する理由といたしましては、複数年度にわたって実施する復興交付金事業に係る復興交付金を基金に積み立て、これを取り崩しながら使用することによりまして国との煩雑な手続を省略することができ、事業の年度間調整も柔軟に行うことが可能となることが期待できます。しかしながら、復興交付金を原資とした基金は既存の基金を活用することが国のほうから認められておらないことから、さきの 12 月議会で御承認いただきました東日本大震災復興基金とは別に、新たに東日本大震災復興交付金事業基金を設置するものでございます。

復興交付金の交付につきましては、各関係省庁別に交付申請を行い、各省庁ごとに交付されることとなっております。本市におきましては、国土交通省と文部科学省から交付金を受けるとなり、その交付金を平成 23 年度の一般会計を通しまして基金へ積み立てることになります。この復興交付金に係る基金の設置は一つに限られておりまして、基金に属する現金の管理につきましては、各省庁別に区分し整理することとされております。

なお、本市の復興交付金事業計画には一般会計で行う事業と下水道事業特別会計で行う事業があることから、運用としてイメージ図にありますように、この基金からそれぞれの会計に直接、基金繰入金として予算計上することとなります。

続きまして、条例案について御説明申し上げますので、議案書の 10 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず第 1 条設置でございますが、この基金の設置の目的は、ただいま御説明申し上げましたとおり国から交付されます復興交付金を積み立て、本市の復興交付金事業に要する経費に充てるため設置するものでございます。

次に第 2 条の積立て。基金として積み立てる額は、予算に定める額の範囲内の額とするということでございますが、今回基金の原資として積み立てる額は復興交付金 38 億 9,338 万 9,000 円となり、今臨時議会に提出しております平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）に計上しておりますので、後ほど御審議賜りたいと存じます。

続きまして第 3 条管理でございますが、基金に属する現金は、金融機関への定期預金による保管を予定しております。

次に第 4 条運用益金の処理でございますが、これは他の基金と同様の扱いでございまして、基金の運用から生ずる利子につきましては予算に計上した上で当該基金に積み立てるというものでございます。

次に第 5 条処分でございますが、この基金は本市の復興交付金事業計画に掲げております事業にのみ充てる旨を定めるものでございます。

次に第 6 条繰替運用でございますが、これは基金に属する現金を一時的な資金繰りに用いることができるという規定でございます。

次に第 7 条委任でございますが、本市の公金管理運営に共通した取り扱いを定めた市長訓令に多賀城市公金管理及び運用基準がございます。この訓令には基金に属する現金の管理、運用に関する規定がございまして、本市の各種基金はこの規定に沿った現金の管理、運用を

行っております。東日本大震災復興交付金事業基金も他の基金と同様に、この訓令の規定に沿った現金の管理、運用を行うことを考えております。

なお、多賀城市公金管理及び運用基準は、資料 2 の 7 ページをお開きいただきたいと存じます。7 ページにその関係部分を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。最後に附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございますが、平成 23 年度内の公布となるよう処理を進めることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認といえますか、現在基金ありますよね。今度は交付金に係るものの基金で受けて、そして事業によってはそこを取り崩していきなさいという仕組みで、今回の復興に当たっては二つの基金を持ってもよろしいという内容になると思うんですけども、これは国のほうでそういう指導……、やるようにという指導のもとに行うのか、それとも多賀城独自でやろうとしているのか、その辺だけ確認したいと思います。

○議長（板橋恵一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

今回提案させていただいておりますこの条例が成立しますと、多賀城市には震災からの復旧・復興に関する基金が二つでき上がるということになります。12 月定例会のほうに提案させていただいて、もう既に設置しておる基金のほう、これは震災復興基金ということになります。これは多賀城市が独自に設置したものであるということになります。こちらの原資のほうなんです、宮城県のほうから交付されている復興基金交付金、こちらとあとは全国からお寄せいただいている復興寄付金、この二つを積み立てております。そちらの県のほうからの交付金については、県のほうの要綱に従って使い道が定められております。これは主にソフト事業に充てる、被災者支援のソフト事業に充てるということになっています。もう一つの寄付金のほうは全国からお寄せいただいたものですので、多賀城市の復旧・復興に必要な独自の事業、そういったものに充当するというのを考えて積み立てて運用しているというものになります。

今回設置をする復興交付金事業基金になりますけれども、こちらのほうは先般承認された復興交付金事業、こちらのほうに専ら充てる事業ということになります。こちらのほうは原資となるのは、先ほど公室長のほうからも説明ございましたように多賀城市の場合ですと国土交通省、それと文部科学省のほうからの交付金を一たん受けて、それを実際に承認された交付金事業にのみ充てるというふうに使いが全く限定されております。こちらの基金なんです、各省庁ごとから交付された交付金をきちんと管理しなければいけないと

ということがございましたので、ほかの既存の基金と同じ基金として活用しない、くくらないというようなことが国のほうから指導されております。ですから、今回また別個にこの基金をつくるということになっております。全国的にそのように復興交付金事業専門の基金ということで設置するように指導を受けているところでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

さきにつくった基金は、県と市の関係だと。今回やるのは事業に対する交付金とかいろいろ交付金があるので、それは国と国の各省庁と市の関係で、こういう使い分けをしていくんだという理解でよろしいんですか。

○議長（板橋恵一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

資料 1 の 10 ページの条文なんですけれども、第 6 条に繰替運用とあるんですけれども、今竹谷議員との質問、そして回答を聞いておったところ国からの指導があったということ。そうするとこの繰替運用というのは、どういうことを想定しているといったらいいのか、逆に言えば多賀城市では繰替運用をするような予定というのもおかしいんですけれども、場面的なものがあるのかどうかお願いしたいんですけれども。

○議長（板橋恵一）

財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

繰替運用なんです、こちらのほうは主にどういった使い方をしているのかということをおし上げますと、まず資金繰りに困る場合、要は歳出と歳入のタイミングがずれる場合というのがあって、大抵の場合なんですけれども、そういった場合に手元にお金がない場合なんですけれども、それは基金のほうから一たん借り入れをして、それを使い回していくということは繰替運用ということになります。

今回の復興交付金事業基金に関しましても、やはり多賀城市に基金として設置するわけでございますので、復興交付金事業の支出に充てるまで、実際に充当して支払いをする前段までにおいては現金としての使い回しということは可能ということになっておりますので、今回この条例におきましても繰替運用できる旨の規定を設けさせていただいたということになります。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

わかりました。ちょっと繰替運用、どういうのを想定して、あえてここの第 6 条に入れたのかなというのが、すごく興味があったものですから。

かねて私、新条例ができたときには、委任事項として規則に云々というのがあったときには、その規則も資料として出してほしいという要望をしておったんですけども、今回このように条例からの委任事項、第 7 条に委任事項ということで書いていただいて非常にわかりやすかったです。だから、今後もこういうことをやっていただきたいということを要望させていただいて結びとしたいんですけども、どうかひとつそういうふうにして委任事項の部分も、やっぱり規則なんかは 1 回目のときだけでもいいから議会に御提示いただければ、すごくこの条例そのものもわかりやすくなる、そう思うのでよろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませつか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 36 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 37 号 多賀城市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 37 号 多賀城市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 37 号 多賀城市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例についてであります。これは東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するため、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納付すべき納付金を受け取る権利を放棄することについて、必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細については市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、議案第 37 号 多賀城市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例について説明させていただきます。

本条例は、ただいま市長が提案理由で御説明申し上げましたとおり、多賀城市中小企業振興資金を利用しております中小企業者のうち、東日本大震災により被害を受け企業債務が負担となっている中小企業者等の事業再生に資すると認めるときは、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収納付金を取得した場合に市に納付すべき納付金を受け取る権利の全部、または一部を放棄することによりまして、被災中小企業者等の債務負担を軽減し、迅速に事業の再生を支援するために同権利の放棄に関する条例を制定するものでございます。

なお、市が損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利を放棄するには、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によりまして、条例等特別の定めがある場合を除き議会の議決を要するものであります。ただいま申し上げましたように市が迅速に権利を放棄することにより被災中小企業者等の債務負担を軽減して、一刻も早い事業の再生を促進するため今回条例提案に至ったものでございます。

それでは、資料 2 の 8 ページをお開き願います。

議案第 37 号関係資料の多賀城市制度融資概要について、御説明を申し上げます。この表は、現在融資を行っております中小企業振興資金の概要でございます。

1 の預託金は 1 億 5,000 万円で、2 の協調倍率は 1 の預託金の 10 倍で融資枠 15 億円となります。3 の保証料につきましては、本市が 10 割補給をいたします。4 の融資限度額は 2,000 万円で、5 の償還期間は運転資金の融資につきましては 7 年、設備資金の融資につきましては 10 年となっており、据置期間はございません。6 の融資利率は、年 2.2% でございます。

次に 7 の融資実績について御説明をいたします。この表は、平成 23 年度から過去 5 年間の融資実績等を表したものでございます。上段の融資額のうち、小口資金につきましては平成 22 年度において振興資金に統合しておりますので、振興資金のみで説明をさせていた

できます。中小企業振興資金の利用状況は平成 19 年度は受け付け件数 44 件、融資額は 3 億 1,336 万円、20 年度は 71 件で 4 億 7,463 万円、21 年度は 72 件で融資金額は 5 億 6,596 万円、22 年度は 55 件で 4 億 3,017 万円。本年度 23 年度は、本年 3 月 23 日現在でございますが、受け付け件数が 23 件で 1 億 9,876 万 6,608 円でございます。次の信用保証料から表の一番下の利用可能残額につきましては、表記載のとおりでございますので御参照願います。

次に 9 ページでございます。9 ページをお開き願います。

これは、宮城産業復興機構によります中小企業者等の債権（二重ローン）買い取りに係るフロー図でございます。大変小さくて恐縮でございますが、まず一番上の中小企業者は、市内の金融機関に中小企業振興資金の貸し付けを申し込みます。申し込みを受けました金融機関は、その申請書類を多賀城・七ヶ浜商工会を經由して多賀城市に送付されます。申請を受け付けた本市では、当該金融機関に融資あっせんの依頼とともに宮城県信用保証協会に保証料を支払い融資のあっせんの承認を受け、金融機関は貸し付けを実行し、中小企業者は毎月返済することとなります。

次にフロー図の中段右側は、一般の例であります。中段の左側が、このたび被災したことによる二重ローンの例を示してございます。

次にフロー図中段以下左側の説明になりますが、中小企業振興資金を活用し今回の東日本大震災により被災した中小企業者が、①の二重ローンの対策について宮城県産業復興相談センターに事業再生について相談した場合に、②及び③の宮城県産業復興機構や金融機関が事業者の貸付金買取価格の査定と再生計画の査定とを行い、再生可能と判断された事案だけを債権買い取りの対象とするというものでございます。宮城県産業復興相談センターから債権の買い取りを左側④の宮城産業復興機構側へ要請をし、その下の宮城県信用保証協会から多賀城市等へ回収納付金を受け取る権利の放棄の協議をいたします。多賀城市等では権利放棄について承認されたことにより、⑤の宮城県信用保証協会は、その時点で債務額を代位弁済するとともに⑥の宮城産業復興機構に求償権の不等価譲渡を行うこととなります。この例では求償権の不等価譲渡 300 万円としておりますが、この不等価譲渡の額の決定につきましては宮城産業復興機構が行うこととなります。宮城県信用保証協会は⑤の金融機関に代位弁済した金額 1,000 万円から、⑥の宮城産業復興機構に売り渡した不等価譲渡 300 万円を差し引いた残りの 700 万円に対しての補てんを、⑦のとおり日本政策金融公庫と本市が負担割合に応じて補てんするものでございます。

次に中段の宮城県産業復興相談センターが債権買い取りを却下した場合や、あるいは市が回収納付金を受け取る権利の放棄について承認しなかった場合は貸し倒れの可能性が大となりまして、仮に貸し倒れとなった場合には宮城県信用保証協会は金融機関に残債を代位弁済し、多賀城市においても負担割合に応じた補てんを行わなければなりません。金融機関に代位弁済した宮城県信用保証協会は中小企業に対する求償権が発生し、代位弁済と同額を回収する権利を有することとなり、本市においても負担割合に応じた回収納付金を受け

取る権利を有しますが、回収金は補てん額を上回ることはございません。また、市の回収納付金を受け取る権利の放棄に係る承認決定に時間を要するほど、宮城産業復興機構等で再生可能と判断された中小企業者は資金的余力がなくなり、倒産に至ることが想定されるということでございます。このようなことから、事業の再生のため債権放棄に関する承認の迅速化を図る必要があります。

次に 10 ページをお願いいたします。

これは前ページ、9 ページ下段のフロー図により産業復興機構において債権買い取りを行った場合と、貸し倒れが発生した場合の損失補償金額について各機関の負担額を示した表で、残債 1,000 万円の例を示したものでございます。

左側は、宮城産業復興機構の債権買い取りの場合の各金融機関の負担額は、宮城産業復興機構と金融機関の査定により宮城産業復興機構の買取額が 300 万円に決定したと仮定した場合に、日本政策金融公庫の負担額は宮城産業復興機構が買い取りをした残りの 8 割の 560 万円で、宮城県信用保証協会は残りの 2 割のうち 4 割である 56 万円、本市は残り 2 割のうち 6 割で 84 万円となるものであります。

続いて右側の通常の貸し倒れの各機関の負担は、左側と同様に 1,000 万円の残債で積算をいたしますと、日本政策金融公庫の負担割合は 8 割でございますので 800 万円、宮城県信用保証協会の負担割合が残り 2 割のうち 4 割の 80 万円、市の負担割合が残り 2 割のうち 6 割の 120 万円となります。したがって、回収金を受け取る権利を放棄した場合については市の損失補償金額の負担は少なくなることとなります。

続きまして、条例案について御説明を申し上げます。

資料 1 の 13 ページをお開きいただきたいと存じます。

まず第 1 条の目的でございますが、宮城県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に市に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することを定めております。

次の第 2 条の定義でございますが、用語の定義の定めでございます。第 1 号の中小企業者等とは、信用保証協会法第 20 条第 4 項に規定されている中小企業者等でございます。第 2 号の損失補償契約とは、市と協会との契約であって、信用保証協会が信用保証協会法第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる債務を保証した場合において、その保証に係る債務を履行した際に生じた損失に対して市が補償を行うことを定めたものでございます。第 3 号求償権ではありますが、協会が保証債務を履行することにより取得いたします中小企業者等に対する債権でございます。第 4 号の回収納付金については協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち当該損失補償契約の定めにより市に納入しなければならないものでございます。第 5 号の東日本大震災とは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害でございます。

次に第 3 条の回収納付金を受け取る権利の放棄でございますが、市長は協会が損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄または譲渡であって次の中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部または一部を放棄することができるものとするものでございます。第 1 号は、東日本大震災により被害を受けたことにより債務を弁済することができなくなった個人である債務者の生活または事業の再建を支援するための指針として、市長が認めるものに基づき策定された再建に関する計画による求償権の放棄でございます。第 2 号は、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った宮城産業復興機構投資事業有限責任組合に対して行う求償権の譲渡でございます。第 3 号は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に規定する株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する求償権の譲渡でございます。

第 4 条は委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

次に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本条例の制定につきましては、本年平成 24 年 1 月 6 日に宮城県主催によります中小企業等二重債務問題等対応策に関する市町村説明会におきまして、宮城県から各市町村に対し条例化を要請されたところであり、また本年 1 月 20 日付で中小企業庁から制度融資損失補償条例の整備について文書にて依頼があったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

この条例は簡単に言うと、二重ローンに伴いまして事業者がいち早く再建するようという支援する条例であると、このような中身だと思えます。

そこで 2 点ほどお伺いしたいんですが、この振興資金を利用した事業者の中で津波浸水被害を受けた事業者数及び融資額、どのくらいあるのかということをもっとお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、本条例は県内の各自治体でも制定されていくとは思いますが、制定状況を把握していればお知らせ願いたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

まず第 1 点目についてであります。本市の中小企業振興資金利用事業者のうち、このたびの津波浸水被害を受けた事業者数でございますけれども、市の全体のこの資金の利用企業者数は 156 企業者がございまして、うち 72 企業者が浸水区域で 46.2%となっております。

ます。次に利用の件数でございますが 186 件で、うち 86 件が浸水区域となっております。これも同様に 46.2%でございます。次の融資額についてでございますが、本年 3 月 23 日付で融資の残債額を申し上げますと全体で 9 億 2,147 万 1,726 円でございます。このうち津波浸水区域の事業者の方々の融資額が 4 億 7,882 万 3,126 円ということで全体の 52%というふうになっております。

それから第 2 点目の御質問についてでございますが、県内のこの条例制定の状況についての御質問でございますけれども、本市を除く県内 12 市のうち 8 市につきましては、さきの各市の 2 月定例会で既に議決を受けまして制定されてございます。なお、仙台市それから東松島市及び大崎市については、6 月定例会で提案するというようなことで担当のほうからは情報を得ております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

わかりました。事業者のうち津波に遭われた事業者の皆様は大変だったと思いますが、約半分、融資額も約半分ですね。こういう状況になっているということで、こういった皆さん方の一日も早い再建を願ひまして質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰巳議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

この条例の公布の日。附則の中で公布の日からということなただけけれども、こういう債権を抱えた人にとっては有利なやつは、できれば 4 月 1 日からでも公布し施行していただきたいと思うんですけれども、この辺御説明なかったので、まずこれが第 1 点。

2 点目。先ほどの交付金事業基金条例のとき私話したんですけれども、第 4 条に委任ありますね。これ、必要な事項は市長が別に定めると。何か別に定めたのかどうか、この 2 点をお聞きしたいんですが。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ちょっと質問前後いたしますが、2 点目のほうからお答え申し上げます。委任の規定でございますけれども、施行に関しましては市長が別に定めるというようなことで委任規定でございますが、私どものほうでは担当といたしましては規則ではなくして、事務取扱要領を定めたいということで現在その案文につきまして調整をしております。

それから、公布の日から施行するというようなことの説明がなかったということについては大変おわび申し上げますが、これにつきましては一刻も早い再生をしていただくということで迅速に対応していきたいという思いでございますけれども、法令担当のほうといろいろ協議した結果このような形になりましたので……。本議会で、本日もし議決をちよ

うだいでければ直ちにそのような形にいたしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

公布の日から施行するというのは議決されればということで説明なかったんでしょうけれども、附則ということで公布の日から施行するというふうに御説明あれば納得するんですけども、前のやつが公布の日から施行するようになって、説明では 4 月 1 日に間に合うようにしないと基金条例というのは発足しないもんですから、そういうふうに丁寧な説明があったので、あえてちょっと質問させていただきました。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 03 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 9 議案第 38 号 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業分担金徴収条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 9、議案第 38 号 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業分担

金徴収条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 38 号 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業分担金徴収条例についてであります。これは平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業に要する経費の一部に充てるため、地方自治法第 224 条の規定に基づく分担金を徴収することについて必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細については建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

建設部長。

○建設部長(佐藤昇市)

はじめに、この条例を提案するに至った経緯について御説明申し上げます。

議案関係資料 2 の 18 ページをお開き願います。

市内では、東日本大震災による宅地擁壁や斜面の被害が多数確認されておりますが、今後の余震、降雨等で第三者に被害が及ぶおそれがあり、かつその崩落で道路、公園、ライフライン等にも影響が生ずる場合に、国の補助事業として実施できる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業という事業メニューがございます。これまで、この採択要件は高さが 5 メートル以上の自然斜面に限るとされておりましたが、今般の東日本大震災では宅地の擁壁も対象に加えられる特例措置がとられることになりました。今回、対策事業を計画している高崎 3 丁目 19 番街区は昭和 44 年ごろ造成された宅地で、擁壁は高さが 5.2 メートルから 6.5 メートルある石積みとなっております。この擁壁が、図面に示した 4 宅地の部分で震災で中間の部分に亀裂と膨らみが発生しました。崩落する危険性が非常に高くなりました。その結果、がけ下の家屋や市道向団地 2 号線において第三者への人的被害が懸念されることから国に事業採択を申請して、このたび認められたものです。

なお、対象宅地の所有者 4 名からは、地方自治法第 224 条の規定に基づき対策事業費の一部に充てるための分担金を徴収するため、同法第 228 号の規定に基づき分担金の徴収について必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

それでは、条例の御説明を申し上げますので議案書の 16 ページをお開き願います。

第 1 条の趣旨、第 2 条の分担金の徴収は、先ほど御説明申し上げました地方自治法に基づき徴収することを規定しております。

第 3 条の分担金の額は、所要の経費の額に 100 分の 5 を乗じて得た額とすること、各受益者が受ける受益の程度に応じて徴収することとし、別途その方法を定めることを規定しております。

第4条の賦課期日については工事の着手の日とすること、納期は別途その都度定めることとしております。

第5条の徴収猶予及び減免については、受益者が災害のほか今後起こり得るさまざまな事由で分担金の納付が困難となった場合に対応するため、規定しております。

次に第6条委任でございますが、この条例に定めるもののほか分担金の徴収に関し必要な事項は市長が定めるものとしており、現在総務課と様式等について協議中でございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

なお、対策事業の内容、工法等につきましては、補正予算特別委員会で詳しく御説明申し上げます。

以上で、平成23年東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ対策事業分担金徴収条例の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

国庫負担金もあって、この事業をすると。住民からの負担を求めるということは、この国庫負担を活用した場合にそれが義務づけられているのか、どうなのか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

この事業について、住民からの負担については義務づけられてはおりません。ただ、これまで多賀城市が下馬の台山とかで、がけ地の急傾斜地の事業で住民の方からも負担をいただきながら県事業で施行してきたわけですけれども、そういった事例を参考にしながら今回も同じような比率で負担していただくということでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

県もそういう条例が施行されて、そういう状況になっておられるんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

県の急傾斜地の場合は、法律の中で受益を受ける者から負担を求められることができるというふうに法律の中でうたっております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

できるとなっているけれども、できるのはいいんです。できるためには、それなりの条例なりが必要だと思うんですよ。何でも、できるとはなっていると。置くことができる、置かなければ置かなくてもいい、法律というのはそうなっているのではないですか。であれば県が、その法律に基づいてあれば県として、その法律に基づいて、こういう理由だから受益者負担はこういう具合な条例において負担をやりますよという条例はあるんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

県は条例ではなくて、内規みたいなもので取り扱っているようでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

内規であれば内規の内容あるのであれば、これを審議するために私は参考にしたいと思うんですけども、内規ありますか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

ちょっと今、手元にございません。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

県が台山でそれをやっているということで、それに基づいてやるということであれば、少なくとも多賀城市独自の条例をつくろうとするのであれば、その県が行っている内容を資料として求めたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

ちょっと今すぐ資料は出せないんですけども、急傾斜地の場合は県事業ということで行っておりまして、県は地元で 10%の負担を求めております。多賀城市の場合は、その 10%の負担のうち 5%を多賀城市が負担し、残り 5%については地元の市民の方に負担していただいているという状況でございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ですから、その基準となる内規を欲しいと言っているんですよ。私は、それを求めているんです。多賀城市が県の 10%負担に対して、市が負担することに対して、市がどういう条例

どういう内規において、そのうちの半分を住民負担にさせるというぐあいになっているのか。どういう条例、どういう負担金徴収の規則でも結構ですから、どういう内容でそれをやっておられるのか、それもあれば、それもすみませんが資料で提出願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

急傾斜地の 10%の負担の関係なんですけれども、10%については地元からの負担ということで本来であれば住民の方が 10%全部を負担しなければならないんですけれども、それではあまりにも高額で負担が大きいということで多賀城市がそのうちの半分を住民の方に補助するような形で出していますので、多賀城市がそのときに負担を求めたわけではないので、負担のための条例は定めておりません。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

それはないでしょう。公金を、支出条例も何も規則もないのにやれるの。どういう根拠に基づいて、こういう根拠だからというのであればわかる。その根拠を示してほしいと言っているんですよ。というのは、これをどうするかということと比較するために求めている。あなたが私にそういう答弁をしたから、ではその資料を下さいという要求を私はしているんですよ。その根拠について、きちっとした書面があれば出してください。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長（鈴木 裕）

今、部長が説明しましたとおり、本来急傾斜地については宮城県が行う総事業費に対して 10%、地元の地権者の方に払ってもらうということになっておりました。地元からの要請もございまして、多賀城市がそのうち半分負担しましょうという形になりましたが、結果的に平成 5 年度に決算してございますが、その段階では県事業負担金という形で多賀城市が 10%を県に払い、それに伴う 5%分を雑入で地元から歳入という形で受けているということで通常の道路事業、公園事業の場合の県事業負担金という形で多賀城市が 10%払っていると。そのうちの 5%を雑入で地元の方から歳入しているという形をとっておりますので、内規とか条例とかというのは県にはございません。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

だって、県は地元負担として 10%、1 割を徴収するということになっているんでしょう。では、県はそのような根拠があるはずですよ。なければ、請求できませんよね。市が、その 10%うちの半分は受益者負担で半分は多賀城市でやると。受益者負担の半分というもの

は、どういう規則なり、どういうもので受益者に対して求めようとしているのか。「そういうものはない」で、ただ住民との交渉だから「半分うち持つから半分あなたたち持ってください」というものではないと思うんですよ。そうであれば、今回もこういう条例つくることないわけですよ。だから聞いているんです。おれ聞いているの間違っているかな。いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長（鈴木 裕）

今の件に関しましては、現在仙台土木事務所のほうに平成 5 年の話でございますが、急傾斜地に関する負担に関する規則というものについては求めましたが、ございませんということで回答を得ておりました。考え方としては、先ほど言いましたとおり、県事業負担金という考え方で多賀城市から負担を求めると。実際は地元の負担 10%ですが、多賀城市が県事業負担金として納めたと。そのうち 5%は地元からいただいたということでございますが、5%どうやって決めたかということ、これは協議の上決めました。地元の方の要望がありましたので、10%も負担できないという要請がありまして、19 人の方々ですけれども多賀城市と協議しまして、では半々にしましょうということで当時平成 5 年度で決着して、半々に負担したという形になってございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

だからさ、そうであれば今回のやつも地元と協議して、条例をつくらなくてもやれるのではないですか。今回、なぜ条例つくらなければいけないんですか。それがあから聞いているんですよ。それも、あなたこれ、多賀城のこれからの恒久的なものではないですよ。東北地方太平洋沖地震に伴うがけ崩れ事業ですよ。単発ものですよ、これ。台山だって単発ではないですか。これが多賀城のこれから、こういうものが全部こうやっていくんだという条例なら多少の考えもあるけれども、だけれども、県の出したものをきちっと示さなければ、ないでは済まないと思いますよ。そして協議したなら、どういう協議をして、こういう政治的決着もあったからつけたんでしょうけれども。それは、もう終わったことは何だかんだ言いませんけれども、少なくともそういう経過があるのであれば、きちっと資料と過去こういう経過があっただけから、こういう条例をこれこれの理由でつくらなければいけないんだというものではないと理解ができないですよ。単発であるならば、台山と同じように地元地権者 5%負担でやれないわけではないわけだからとおれは解釈するんだけど、いかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

台山の急傾斜地につきましては単発ではなくて、急傾斜地法というものに基づいて……。

（「違う。これが単発だろと言っているんだよ」の声あり）台山の場合については、急傾斜地法の中で23条で受益者から負担を求めることができるというふうな規定がございます。ですから、この法律に基づいてできたわけですが、今回のがけ崩れの対策事業につきましては、こういった法律の中で負担を求める条項がありません。ですから、地方自治法によって負担を求めるということで条例を上程しているわけでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この5%の根拠というのは、台山のやつを参考にしてつくったんでしょう。だから、その根拠づけを資料として下さいと言っているんですよ。私は反対するのではない、そういうものをきちっとしなければおかしいでしょう。この条例は、もう単発ですよ。これは単発でしょう。私、それを聞いているんですよ。これは単発でしょう。だから、単発であるなら条例をつくらなくても別な方法ないんですか。だから、台山でこういう話でこうしたんだと。それから、こうなんだというものをきちっと説明して、それをもとにしてこれはこういう理由で条例をつくらなければいけないんだということをし……。説明になっていないのではないですか。と、おれは思うんだけど。これは、これからの多賀城のこういうケースについては全部5%でやっていくんだという条例ならわかる。その辺どうなの。例えば条例つくるほか、規則とか何とかでやれる方法はないの。条例はずっときていますよ。条例とは、そんなものではないですか。なくなった、これ終わったから、ではあと条例を破棄しますということでもいいんですか。条例というのは、そういうものなんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

まず、本条例についての根拠について御説明させていただきたいと思います。これについても、一部分説明の中にはあるんですけども、分担金という徴収項目を規定しているのは地方自治法の224条でございます。分担金に関する事項については、これを条例で定めなければならないというふうにしておるのが地方自治法の228条でございます。今回の分担金条例につきましては、この規定に沿った形での制定ということになります。したがって、多賀城市が事業を行うに当たりまして関係地権者の方々から受益の範囲において負担をいただくという部分の根拠につきましては、そのような根拠になっておりますので、条例を定めなければ分担金は徴収できないというふうな形になります。先ほど来、議論のありましたがけ崩れ対策事業につきましては、これは県の事業でございます。ですから、県の側でそのような形で整理をするということになりますけれども、これは別な根拠法令がある事業というふうな形になりますので、そちらの法律に従って当時関係地権者、あるいはそれらにかかわる市町村として多賀城市が一定の援助を行ったということだと思っております。当時、説明の

中では 10%の負担を関係地権者の方々が求められたというふうなことでしたので、その半分を多賀城市が支援する形でこの事業を行ったというふうに理解してございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

だから……、意味わかった。ただ、なぜそれでは 23 年度のがけ崩れだけなんですか。これだけ、国庫負担はこれに限るといふ条項があるんですか。それに限るといふ国からの条件があるんですが。あるのであれば、それをきちっと出してください。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長（鈴木 裕）

発災後、市内のがけ地等については、すべて目視なり何なり調査で把握してございました。

その中で、被災宅地危険度判定という形で判定した結果、86 件が該当します。そのうち今回ののがけ崩れ対策事業で該当するのが、この 1カ所だけだったということでございまして、これはなぜかといいますと、まずがけ崩れが起きた場合に人家が 2 軒以上被害を受けるといふことと、あとがけの高さ 3 メートル以上、さらに隣接して公共施設、つまり道路とか公園等があって、それのがけ崩れによって被災を受けると。つまり、公共施設の要件があります。その三つの要件に合致しているのが、この 1 件だけということで申請した結果、この 1 件が採択になったということでございます。

先ほど 86 件調査しましたが、危険度判定で大被害として判定したのは全部で 51 件ございましたが、そのうち 1 件のこの高崎だけが今回ののがけ崩れ対策事業の該当になったということで採択されたということでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうすると、5%の負担金がなくても、この事業やれるということですよ。そういうふうに根拠づけられますけれども。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長（鈴木 裕）

議員おっしゃるとおり、すべて国の補助金半分と残り半分市が負担するということであっても構いません。ただ、5%という話、先ほどから根拠ということお話しございましたが、過去に類似例があったということで急傾斜地の 5%の負担を結果的に 5%の負担になったわけですが、それとバランスということを考えれば類似事例を参考にしながら今回の 5%というのが妥当ではないかという判断で、今回 5%という設定をさせていただきました。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

これは多賀城市でやるやつで、県ではないわけですよ。ですからここを指定されれば、国で補助金出してくれるなら市が全額出してやっても問題ないのではないですか。なぜ、わざわざ 5%の条例までつくって住民負担を求めていくのか、その辺がわからないんですけれども。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

この事業を市の負担でやった場合、著しく地権者の方の資産の形成に寄与するという面もありますので、その部分については応分の負担をしていただくということで過去の事例にも倣ったわけでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

もし、この負担金を地権者にノーと言われたら、この事業はどうなるんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

できるだけ、そのようなことがないように地権者と今話を進めているところでございますけれども、賛同が得られない場合には事業はできないこととなります。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そういうのは、おかしいのではないですか。国も判定で危険ですよと認めたものが、5%の同意得られないからやめます、事故が起きたらどかが責任なんですか。これ、そんな軽い事業なんですか。そんなに軽い事業で、こういう条例出しているんですか。私は、もっともっと重いもので受けとめていかなければいけないのではないかと思うんですけども。だから国だって、5メートルを3メートルにおろしたんでしょう。そんな軽いような感じで、地権者に負担5%見てもらえないのなら、その事業はやめますと。そういう簡単な事業で条例をつくるんですか。私は市民の安心・安全から考えたら、そういうものではないと思うんですけども。私は現場見てきましたよ。確かに膨れてありましたよ。あれ崩れてくれば、こう言っただけけれども、あそこの昔の下宿屋さんあたりがいかれるような状況です。見てきましたよ。これは、上の地権者の原因ではないと思うんですよ。台山の場合は、私余り現場見ていないですけども。本来であれば、県だって個人負担金を取ってやるべきものではないですよ。と、私は思っているんですよ。ですから、5%取るのは台山との均衡をとる

ためだということは、私はおかしいと思う。県の単独、独自の事業であるのであれば、負担金を取らなくてもやっていくべきだし、またこれと同じようなところがあったら工事をし
てしていかなければいけない。行政が多賀城の市民の命を預かっているとすれば、こ
ういうところは負担金がなくても行政の力でやっていかなければいけない、これが使命で
はないかと思うんですけれども。私はそんな思いがしてならないんですけれども、いかがで
すか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは、ぜひこの辺の周辺の実態をひとつ御判断いただきたいと思うんですけれども、この
辺はずっと同じような構造の石垣の擁壁になっております。過去には、その沿線の中では御
自身の費用全額で直された方もおります。同じようなケースで台山のその急傾斜地の話が
ございましたけれども、いろいろな法律の適用があつて場合によっては、その5%の負担を
いただいて直ったところもある。場合によっては、危険性を自分で認識されて御自身でやら
れたところもある。そういったことのバランスをどうしても考えざるを得ないということ
で、我々としては考えております。ですから今、竹谷議員おっしゃったように今回に限つて
みれば何らかの措置でできるかもしれませんけれども、しかしその沿線の方々の住民にと
つてみれば、どうしてそのような不公平が生じるのか、なかなか御理解いただけない面もあ
るのではないかという側面がございます。そういうことがありまして、過去の例に則して少
なくとも5%の御負担はいただきたいということをお願いをするということでございまし
て、近々地権者の方々に対しての説明会をやる予定になっておりますけれども、全体事業費
の中の5%という費用でございますので十分御理解をいただけるもの、それから万が一
個人的な御事情で負担金がいただけないという場合になった場合には、ここの5条の規定も
ございますけれども、そういった規定も活用しながら事業を完成させてまいりたいと、その
ように考えておるところでございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

副市長のお話を聞いて、そういう根拠であればこの23年の東北地方の太平洋云々の、この
表題を多賀城市がけ崩れ事業の負担金徴収条例というようなものに置きかえなければおか
しいのではないですか。これは今回の確定した、今回の23年度に起きたものに対する条例
ですよ。今副市長がおっしゃられるようなことであれば、多賀城市のがけ崩れのそうい
うものについては、この条例に基づいてやっていきますよということに置きかえないとおか
しいのではないですか。これからの多賀城を考えた場合、私はそう思うんですけれども。全
体に見れば、あそこは今回だけではないですよ、これからもいくかもしれませんよ。あそこ
だけではないと思う。51カ所もあるというものもあるし。だから、そういうふうな条例に

置きかえるんだというのであれば私は、そこまでの過去の負担との均衡をとるんだという説明であれば理解はできるんですけども。ただ23年度、この間のことだけ限定したというのには私はどうしてもこの条例が必要でないと思うし、そうであるならば市が負担でやってもいいのではないかと。多賀城市の全体の、県のがけ崩れに該当しない分のやつは、これでやっていくと。県の該当したやつでも多賀城市は受益者から5%しか取りませんよと、こういうような思いをきちっとのせたものにしなければ、おかしいのではないかと。そのとき、そのときで違ったのでは問題があるというふうに私は思うので、その辺はいかがですか。多賀城のがけ崩れの個人負担については、この条例に基づいて今後5%はいただいていくんですよという精神のものと条例ですよということであるなら、そのように御回答願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

まず、今回の事業は今回の震災に伴って採択された事業ということになりますので、一般的な国土交通省関係の通常の事業とは違って、今回の災害に指定されたのが災害の中で起きたものということに限定されての補助採択ということになってまいります。したがって、補助採択なしに多賀城の財源でこれを恒久的な制度にできるかということになると、これは極めて不可能と言わざるを得ない状況になります。まして、宅地の造形ということになりますと公共側がそれを担うべきなのか、あるいは宅地の所有者が担うべきなのか、その辺のきちとしたすみ分けもする必要がございますし、何よりも財源措置ができないということもありますので、今回は今回の震災に伴って採択になったということの事情から表題のとおりタイトルにしているわけがございますので、この対策については今回の事業のみに該当するというふうに解釈をいたしております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

だから、今回は国では負担金取れと言っていないんですよ。国庫補助金出しますよと、あと足りない分は市の一般財源でやってくださいよという、いつものとおりのやつなんですよ。だけれども、市は勝手にそれでは今までの過去の例があるから、5%取らなければいけないから条例をつくろうという発想ではないですか。違いますか。そうであるなら今後の多賀城のがけ崩れについては、いかなる場合であっても条例にある払えない人はしょうがないけれども、ある一定の基準として5%は自己負担してもらおうんだよという条例にしなければおかしいのではないですか。国は今回、補助金出すために負担金を取れということは一つも言っていないでしょう。市が、今までの状況があるから5%を地域者負担してもらいたいということで、この条例をつくろうとしたのではないですか。そうであれば、多賀城の今後のがけ崩れの条例として自己負担は5%はいただくんですよという条例にしたらいいのでは

ないですか。それは、まずいんですか。どうしても、まずいんですか。私はないと思うんですけども、弊害があるんですか。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

急傾斜地法による措置についても、応分の国庫補助がついてまいります。そのことに限定しないで、これから地域的なもの、あるいは条件的なものを絞らないで5%だけの負担で、このがけ地の対策を皆やりますというのは、これは極めて不可能な状態になりますので、あくまでも先ほどから申し上げておりますけれども、国の補助事業として採択になったものについて負担の公平性をとる意味から5%の負担をお願いしたいということでございまして、条例の制定につきましても自治法規定に基づいて分担金、負担金を求める場合には条例をつくらなければならないという規定に基づいての提案でございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それでは、条例の中に入れればいいのではないですか。この種事業は、国庫負担金が採択された事業については、この条例に基づいて住民負担5%やりますよという条例に置きかえたらいいのではないですか、逆に。そうでなかったら、この条例は今後そういうものあれば23年度と書いているけれども今後は適用していくよと、この条例は生きていくよと、今回だけの条例ではないよと、今後も生きていくよというものだという解釈があるのであれば、そういう解釈なのかきちっとしてください。そうでないと、おかしいと思う。だから、台山のその今までやってきたことはいいけれども、民民で話してわかりました、では5%うちで払いますから、あなたたち5%払ってくださいと。私は議長長いので、チェックをしなかった私も責任がありますから、それは云々とはもう申し上げません。だけれども、そういうものをきちっとしなければ、これはおかしいのではないかと思う。であれば、今後台山がもし出た場合、この条例に基づいてやればいいことであって。というふうに思うんだけど、やっぱりそれでも私はそういうふうに理解するんですけども。絶対だめだというのは、しようがないけれども、そういう解釈になるのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今、台山というお話ございましたけれども、先ほどから御説明申し上げているとおり急傾斜地法の対策は県事業になりますので、県事業については急傾斜地法の規定の中で負担を求めることができるという規定に基づいて県の規定、あるいは市と県とのやりとりの中で決まっていくわけでございますけれども、これは県事業ではなくて、繰り返しますけれども今

回の震災に基づいて特別に採択された事業ということになりますので、この事業に限定して特別な条例というふうに考えざるを得ないというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

この事業の高崎 3 丁目しか対象になっていないようですけれども、少なくとも大被害だと 51 件、市は認めたわけですよ。残りの 50 件の処置というか、対処というのはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

51 件で大被害というのがあったわけですが、この高崎 3 丁目のものだけが国の補助採択の要件に合致していました。というのは、その他ライフライン等の公共施設等に被害のおそれがあることということで、ほかの 50 件につきましては、そういったおそれがないので補助の採択にならなかったわけでございます。ですから、そちらについては、あとは市民で解決していただくしかないというふうに考えています。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

実は、大代の 4 丁目の生協から真っすぐ貞山堀沿いを行ったところの中峰橋の下のあたりまでの道路沿いの右側の宅地が、大きく震災のせいで被災しているんです。それは、この 51 件の中に入っているか入っていないかわからないんですけれども、市では確認をしている……、県の係の人を呼んできて県と何回か交渉はしたんです。その部分では昔、40 年以上ぐらい前の話のようですが県で開発した土地を買ったという状況があったものですから、そのところでの経過なんですけれども、そこはつかんでますか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

ちょっと申しわけありませんけれども、つかんでおりません。現場を調査したかどうか、ちょっと今は把握していません。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

私は、つかんでいるということを前提にしてお話をしたんですが、震災直後から去年の 6 月前ぐらいまでに県で来て、いろいろ調査をして大変だからと手を打ちましようと言ったまま県はまだ打ちかねているんです。そういうところも含めて 51 件がこの中に、もしかし

たら今のお話だと入っていないかもしれませんが、そういうふうにまだ調査漏れのところが、あるいは県とのやりとりの中であるかもしれませんが。そういう中で、その51件の人が民民で解決すると言われても、なかなか費用的に大変だということも出てきます。あの仙台の緑ヶ丘の例なんか見ても大変だというようなこともありますので、近所に公共施設があるかとか、いろいろなことがなくてもあっても上に建っている建物が危ないという状況が出てくることには変わりないわけで、個人の持ち物ですから資産の形成とかいろいろありますけれども、そういう意味ではきちんともう少し詳しく調べていただいて、県に直接行っている部分なんかもあるかと思うんです。そういうところも調べていただいて、対策をどういうふうにお金をかけるかという問題もありますけれども改めてもう一回調査をして、今の話を聞いていると改めて調査をして、きちんと住民の人たちが安心して住まわれるような状況をつくっていくことが大事だというふうに思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

お話ですと県のほうも調査というか、立ち会いに行っているということなものですから県のほう、多分仙台のところかなと思いますので、そちらのほうに照会して内容を確認してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

確認して調査しながら、どのようにしたらそういう宅地を救済できるのかという点も含めて知恵を絞っていかないといけないのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今、提案されている条例でございますが、私長く時間をかけて審議をさせていただきました。中身を聞けば聞くほど、何でもっと全般的に行えるような条例を制定をしないのかなと。私

はそういう意味では、国庫補助金対象の事業であればという意味もありました。であるならば、国庫補助金対象の物件については同様の条例で多賀城市が運用していくんだという内容の条例であるべきだというふうに思います。23年度の今回の地震だけに対象の……、確かに国庫補助金は、そうついたと思いますけれども、今後多くのいろいろな問題が出た場合に国庫補助金がついてくるというような状況が、私は想定されます。そういう場合にも、この条例が対象になるような適用できるような状況の条例をつくっておくべきであると私は思いますので、提案されている23年度のみの方の事業の条例については今申し上げました理由で反対するものであります。

○議長（板橋恵一）

次、本案に対する賛成の討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

では、ほかに討論はありませんね。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第39号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）

日程第11 議案第40号 平成23年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第7号）

日程第12 議案第41号 平成23年度多賀城市水道事業会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第42号 平成24年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第43号 平成24年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第44号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第10、議案第39号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）から、日程第15、議案第44号 平成24年度多賀城市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第39号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出からそれぞれ43億9,703万1,000円を減額し、総額393億6,427万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、小学校及び社会教育施設等災害復旧事業の増額補正、東日本大震災復興交付金事業基金への基金積み立て、高崎 3 丁目地内がけ崩れ対策事業及び一部事務組合への災害復旧費負担金の追加補正並びに事業費確定に伴う災害廃棄物回収関連事業の減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金事業の採択に伴う国庫補助の追加補正、復旧・復興事業等の地方負担額の財政措置である震災復興特別交付税の増額補正、災害廃棄物回収関連事業の減額に伴う国庫補助等の減額補正を行うものであります。

また、繰越明許費として高崎 3 丁目地内がけ崩れ対策事業及び災害廃棄物回収事業等 17 件の追加、災害復旧関連事業 7 件の変更を設定するものであります。

次に議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 7 号）は、歳入歳出からそれぞれ 5,104 万 1,000 円を減額し、総額 42 億 914 万 5,000 円とするものであります。

歳出につきましては、仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金の増額補正並びに仙台市雨水排水施設災害復旧事業費及び仙塩流域下水道施設の災害復旧費の確定に伴う負担金の減額補正を行うものであります。

一方、歳入につきましては、歳出の補正に伴い一般会計繰入金及び地方債の減額補正を行うものであります。

また、繰越明許費として仙台市西原雨水ポンプ場建設事業負担金の変更を設定するものであります。

次に議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）は、災害復旧事業に係る補助金及び企業債の減額補正を行うものであります。

次に議案第 42 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 88 億 8,407 万 8,000 円を追加し、総額 325 億 8,407 万 8,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、東日本大震災復興交付金事業採択に伴う復興事業の追加補正、東日本大震災復興基金事業として当初計上していた事業の復興交付金事業対象に伴う財源組みかえ並びに災害廃棄物処理事業の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、歳出補正に伴う震災復興特別交付税及び災害等廃棄物処理事業費国庫補助の増額補正、東日本大震災復興交付金事業基金繰り入れの追加補正を行うものであります。

また、債務負担行為として災害公営住宅整備事業等 2 件の追加及び自動車借上料の変更を行うものであります。

次に議案第 43 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 452 万 4,000 円を追加し、総額 56 億 6,052 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、復興交付金事業の採択に伴う事務事業の増額補正及び社会資本整備

総合交付金事業の復興交付金事業化に伴う財源組みかえを行うのが、主なものであります。一方、歳入につきましては、復興交付金事業の採択に伴う東日本大震災復興交付金事業基金繰入金の追加補正を行うとともに社会資本整備総合交付金事業の復興交付金事業化に伴う社会資本整備総合交付金及び交付金事業債の減額補正を行うものであります。

また、公用車借上料に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

最後に議案第 44 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収入につきましては、災害復旧事業に係る補助金及び企業債の増額補正を行うものであります。

一方、支出につきましては修繕費の増額補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により 18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については 18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により全議員 18 人を指名いたします。

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長することとし、ここで暫時休憩といたします。

午後 1 時 52 分 休憩

午後 6 時 52 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

ここで、補正予算特別委員長の報告を求めます。13 番根本朝栄議員。

（補正予算特別委員長 根本朝栄議員登壇）

○補正予算特別委員長（根本朝栄議員）

補正予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第 39 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 40 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 7 号）

議案第 41 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 5 号）

議案第 42 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 43 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 44 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本委員会に付託された上記議案は、本日委員会を開き各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 39 号から議案第 44 号までの 6 件を一括採決いたします。

本案 6 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は原案のとおり可決されました。

○議長（板橋恵一）

以上で、今期臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 24 年第 1 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり、御苦労さんでございました。

午後 6 時 57 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 3 月 29 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 米 澤 まき子

同 金 野 次 男